

## 〈よくある御質問〉

### 【事業に関すること】

Q 1 なぜこの道路整備が必要なのか。

A 1 山田宮の前線は、戸沢峠付近において土砂災害や積雪による通行止めが発生しているほか、急カーブや急勾配が連続しているといった課題があります。また、一部区間が八王子五日市線と重複シクランク形状となっていることから、交差点で渋滞が発生しています。

このような課題を解消するため、トンネルによるバイパス道路を整備します。

### 【事業のスケジュールに関すること】

Q 2 今後の事業スケジュールを教えてください。

A 2 今後、東京都が取得する土地の面積を確定するための用地測量を令和4年2月から行います。その後、令和4年度以降に、「用地取得・補償の説明」を行い、用地の取得を進め、工事ができる範囲の用地取得ができましたら、トンネル工事を行います。そして最後に取付道路部の工事を実施し、事業完了となります。

「用地取得・補償の説明」から事業完了まで、概ね10年間から12年間かかると想定しています。

Q 3 用地取得はいつから始まるのか。工事はいつから始まるのか。

A 3 用地測量が終了した後、令和4年度以降に、用地取得に関係する皆様を対象に「用地取得・補償の説明」をさせていただきます。この「用地取得・補償の説明」において、補償の考え方について説明した後、皆様の御協力をいただきながら、建物等の物件調査や土地価格の評価を実施し、順次、折衝させていただく予定です。

工事ができる範囲の用地取得ができましたら、工事に着手していく予定です。

### 【交通処理に関すること】

Q 4 バイパス道路はどのように現在の道路に取り付けるのか。

A 4 北側の上川霊園入口交差点は、バイパス道路が接続するため、T字から十字に変わります。また、十字交差点の全方向に右折レーンを設置する計画です。

南側は、バイパス道路が主の道路となり、川口土地区画整理事業により整備される区画道路との取付部は、T字の交差点となる計画です。

Q 5 南側の交差点部に信号機や横断歩道は設置されるのか。

A 5 信号機や横断歩道の配置については、今後交通管理者と協議し決定します。

### 【トンネル工法に関すること】

Q 6 トンネルはどのようにつくるのか。

A 6 トンネルの構築にはいくつかの工法がありますが、現地の地層は岩盤であり、地山を掘進していく山岳トンネル工法により建設します。

地山を掘削した後、崩れないよう、吹付コンクリートやロックボルト等により支持しながら掘進していきます。

### 【環境に関すること】

Q 7 トンネル工事にあたり、周辺環境はどのように保全するのか。

A 7 「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、周辺の自然環境に及ぼす影響について東京都環境局と協議を行いながら、環境保全に配慮したトンネル工事を行ってまいります。

### 【測量に関すること】

Q 8 自分の土地がどの程度計画線にかかっているのか知りたい。

A 8 今後実施する用地測量により、皆様の土地がどの程度計画線にかかっているのか確定します。

用地測量完了後、計画線内に土地をお持ちの方で、ご希望される場合は、現況図に計画線を表示した図面の写しを提供させていただきます。パンフレットの「問い合わせ先」の「用地測量に関すること」までお問合せ下さい。

Q 9 測量作業のために、勝手に土地に立ち入らないでほしい。

A 9 宅地内に立ち入る際には、事前にご連絡を差し上げるか、お声をかけさせていただきます。

なお、測量作業は、東京都が委託した会社が行います。測量作業にあたっては、当事務所が発行する身分証明書を常に携帯し、東京都からの受託者であることが判る腕章をつけて作業を行います。

Q 10 土地の面積はどのように決めるのか教えてほしい。

A 10 皆様がお持ちの資料または法務局、公共物管理者（東京都、八王子市等）の所有する資料を参考に、隣接する方々に現地にて境界を確認していただきます。その後、決まった境界を測量して面積を算出します。

### 【用地、補償に関すること】

Q11 土地や建物、工作物等が計画線にかかっている場合、どのような補償があるのか。

A11 道路計画線内に土地や建物、工作物等を所有している方等を対象に、令和4年度以降に「用地取得・補償の説明」を実施し、補償の考え方について説明させていただく予定です。

一般的な補償の考え方は、東京都建設局のホームページをご参照下さい。下のQRコードからもご覧いただけます。

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/land/hosho/index.html#land01>



東京都建設局 HP  
QRコード

### 【問い合わせに関すること】

Q12 質問や意見の提出期限を教えてください。

A12 御質問や御意見は、令和4年3月15日（火）を目途に提出をお願いいたします。いただいた御意見、御質問のうち、令和4年3月15日までに到着した主だった内容につきましては、個人が特定されないように配慮し、回答と共に当事務所のホームページに掲載して、広く皆様方にお知らせする予定です。

その他、上記期間にかかわらず、個別に御質問、御意見等がございましたら、事業概要及び用地測量のご案内の「問い合わせ先」までお問合せ下さい。担当の職員が対応させていただきます。